明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部科学四）　一

〔告　示〕

○戸籍が滅失した件（法務一三〇）　一
○除籍が滅失した件（同一三一）　一
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同一三二～一三六）　二
○国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件（財務七三）　二
○財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件（同七四）　二
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働七一）　二
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産三七二）　三
○出願公表後に名称変更がなされた件（同三七三）　三
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境一四～一八）　四
○少数生産車の型式を承認した件（同一九～二四）　四
○少数生産車の型式についての承認を取り消した件（同二五、二六）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一七一～一七三、一七六、一七七）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一七四、一七五）　七
○測量に関する専門の養成施設の登録の更新をした件（同一七八）　八
○気象測器の型式を証明した件（気象庁一）　八
○道路に関する件（関東地方整備局六三）　九
○都市公園の供用を開始する件（近畿地方整備局二八）　九
○道路に関する件（中国地方整備局二一）　九

〔国会事項〕

内閣　法務省　厚生労働省　栃木県　三重県　大阪府　山口県　愛媛県　静岡市　一〇

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

北海道開発局公示（北海道開発局）　二

法　務　二

公証人任免（法務省）　二

〔地方自治事項〕

〔公　告〕

諸事項

官庁

押収物還付、特定保険募集人の所在の確知等関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　二

会社その他　三

省令

○文部科学省令第四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十四日

文部科学大臣　松野　博一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の次に次の一条を加える。

第七十八条の二　部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

第七十九条の八に次の一項を加える。

2　第七十八条の二の規定は、義務教育学校の後期課程に準用する。

第百四条第一項中「第六十九条を除く。）」の下に「及び第七十八条の二」を加える。

第百十三条第一項中「第六十九条を除く。）」の下に「、第七十八条の二」を加える。

第百三十五条第四項中「及び第七十八条」を「、第七十八条及び第七十八条の二」に改め、同条第五項中「第七十八条の二」を「第七十八条の二」を加える。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。